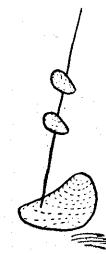


ベルギーの幼児教育から



多 田 鉄 雄

この七月にロンドンで開かれた第九回世界幼年教育会議に出席した際、その分科会をのぞいたり、各国の人々と語り合つたりした結果、それまで書物の上で学んだり、四月以降各地をめぐって视察して学んだりした知識が、大体において整理されて、世界の幼児教育の現状のアウトラインといったものが、ほぼつかめたようと思えたのである。

これを一言にして言えば——それは決して従来の觀念とか予想とかからそれほどへだたつものではなく——各国とも就学前教育ないし幼児教育に真剣に取り組み始めていること、その一方この就学前教育の制度は若干の例外を除いて、その一応の完成を今後にゆだねているということである。

もとより各国の事情はそれぞれちがつてゐるし、幼児教育の取り上げ方も、教育を第一義的に考えるか、保護を第一義的に考えるかによつてもかなりの相異がみられるが、究極においてこの両機能がともに十分に發揮されるべきだという認識においては、見解が一致していると見てよいと考えられたのである。

ここで右について詳論することはできないが、私どもが今後どのような問題を考えなければならぬかということを理解する手がかりに、就学前教育制度が最も普及している国一つとされているベルギーの場合を、ユネスコ研究所の著わした「幼児教育報告書」その他から紹介し、そこで気づいた

点を二、三のべてみよう。

(1)

先ず現在のベルギーの幼児教育の理念は、「生活を通して生活のための教育」をモットーとし、教育学的基盤と医学的心理学的基盤の両面から幼児教育を考えたデクロリー（一八七一—一九三二）を範として打ち立てられている。

それによれば、幼児にとって「家庭」こそが、本来最もたいせつな教育環境であるが、それは家庭が健全に組織されている場合のことであって、現在社会においては、健全と言うには多分に安定を欠いており、かつ道徳的にも不健全さに溺されている場合が多々あると考えられる。さらに生活水準の向上、したがつて生活費の高騰はますます母親たちを家庭の外で働かせるようになってきており、たとえば農村の女性たちさえも、交通が至便になつてきたために工場労働に従事し易くなつて、その傾向を助長しているのである。また人口の都市集中は住宅問題をますます困難なものにしており、その解決は各方面の努力にもかかわらずなかなか実現せず、これらの要因が「健全な家庭環境」を望むべくして望み得ない事

情に立ち入らせて いると考える。
かかる観点から、一方では将来健全な家庭を建設できるよう青年男女に対する教育、いわば良き両親になる教育を推進し、また現在の両親に対する再教育を推進（高等学校の家庭科、婦人団体による講習会、両親学校、家庭建設協会など）する一方、幼児の施設教育、すなわち幼稚園教育を強調するのである。

幼稚園教育の主眼は、いわば家庭環境の拡大であり、換言すれば幼児の内に在る諸力を調和的に発達させるために、幼児の諸要求や興味に適合する環境をとのえることにつとめ、年命を同じくする幼児同志の生活・遊びを通して、その社会性を育て上げていくことである。しかもここでたいせつなことは、それがインストラクション（教え込むこと）ではなく、リアリング（育てるここと）でなければならぬことであり、したがつて教育の目標は観察する態度、自發性の育成であり、さらに良習慣の涵養である。

次に制度としては乳児保育所、一歳半から三歳までの託児所、三歳から六歳までの幼稚園の三段階に分かれている。乳児保育所と託児所は公立、私立あるが、ともに国立児童援護会に所管されている。この機関は第一次大戦後に、母と子

を保護することを目的として設置されたもので、厚生省がこの機関の仕事を支援しているものである。

現在のところ三歳から六歳（七歳から小学校入学）までの該当全児の五分の四が幼稚園の保育をうけている。幼稚園は一部分が公立であるが、大部分は私立（教会関係の設置にかかる）である。ただし各市町村は、その地域内の三十五人以上の両親が希望する場合には、必ず幼稚園を設置せねばならぬことが法規で定められている。将来はこの三十五人と

いう数字を二十人まで引き下げるによつて、農村地区でも両親の希望で容易に幼稚園が設置できるよう企図されている。

多くの幼稚園はとくに女子小学校に付設されているが、独立して設置されているものもある。私立を除いてすべての幼稚園は保育料無料であり、国家から補助と監督をうけている。一人当たり幼稚園教員の担当児童数は三十五人以下と定められているが、目下のところは園数ないし保育室、教員の不足から一組五十人以上の児童が、一教員によつて受け持たれているような場合もある。

市町村立幼稚園の建設費・改築費・修繕費の一部分は国家が負担し、その他の全費用を市町村が負担している。

国家がとくに幼稚園に対して積極的に関与しているのは児の健康診断である。もとより設置者側は児童の健康保健に万全の注意を払い、幼稚園教員と園医が協力して、児童の保健に専心しているが、現実にはそれでも多くの手ぬかりが避けがたい。それ故かかる国家による、しかも保健指導という教育的立場に立つた専門的な検査は非常に高く評価されるべきものである。

(2)

以上のことから気づくことは、第一に児童の保健に対する國家の配慮であり、第二に児童教育のための母親教育・両親教育が、幼稚園教育と二本立の形で平行的に行なわれていることであり、第三には我が国の保育所と幼稚園の関係が、ここでは統合された形で行なわれていることであり、第四には幼稚園が普及しており、それにはそれだけの手が打たれいるということである。

第一について言えば、この報告書は児童の保健に関してはいわば幼稚園教員と園医による配慮だけでは不十分であるとして、国家が親しく手をのばしていることを教えていく。幼

幼稚園教員がたとえ努力と経験によって、望診程度の能力を具え得ることがあるにしても、それ以上を望むことは酷であるし、専任でない園医に現在以上を求めることも不可能である。

また各幼稚園が専任園医を務める事情にないことも明らかである。学校保健法その他があつて、幼稚園が行なうべき身体検査とか保健施設設置とかが義務付けられてはいる。しかしこれらは要するに命令・監督であつて助成とか援助とかいう性質のものでない上に、学校保健法そのものが、もとより幼稚園のことも十分に考えられているにせよ、学校種類全体を律するもので、学童以上とはことなつた配慮が必要である幼児を中心として考えられているものではないであろう。第二の点については、現在欧洲の諸国において「健全な家庭」を目指しての成人学級、両親学校、母親学校の活動が盛んで、児童教育の重要性を側面から啓発していることをのべるにとどめよう。

第三については、ベルギーで幼稚園と呼ばれているのは、いわば我が国における幼稚園と、乳児保育を除いた保育所の双方を含めてのことであつて、これはドイツその他の国でも見られるように、同一の幼稚園の中に、半日だけ幼稚園生活を送つてあとは家庭に帰る児童と、一日中幼稚園生活を送る

幼児の両方があるといった具合である。ベルギーでは公立はすべて保育料無料であるから問題はないが、ドイツなどでは、この場合、半日の幼児と一日の幼児と保育料がことなることはもとより、それぞれの幼児の保育料が両親の収入の多寡によつて幾段階にも分かれているのである。このような事情は、わが国の保育所と幼稚園の関係を考える場合に一つのヒントになるであろうし、幼稚園が学校教育法の中につつて、毎日四時間を基準とする保育を行なうとだけしていいものであるかどうかの問題にもつながつていくと考え方される。

第四については、これを大げさに言えば、幼児教育のための国家の政策なし行政の在り方ということになろう。これについてもここで論及する余地を持たぬが、真にわが国すべての幼児の幸福を想い、その教育の重要性を認識しているならば、いかなる施策が立てられるべきであり、その行政がどのような性格のものであるべきかはおのずと明らかであろう。

※

※

※